「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」 の改定案(公共工事関係)について

■ 今年度の新規提案品目等及び継続検討品目の検討

1. 検討対象について

- 特定調達品目の追加、見直し等を行う際の検討の参考とするため、平成28 年5月23日~6月17日の期間において特定調達品目(公共工事)に関す る提案募集を実施
- 募集に対して、表1のとおり<u>資材について8品目、判断の基準の見直しに</u> ついて1項目 ^(※) 提案を受けているところ
- 〇 また、27 年度より <u>21 品目について継続検討品目群</u>(以下、「ロングリスト」という。) に掲載(表2)、特定調達品目として指定されるため、課題解決に向けた追加提案を受けているところ
 - (※) 判断の基準等の見直しに関する提案については、同様の提案を3者より受けているところ

2. 対応(案)について

○民間事業者等からの提案のうち、特定調達品目として妥当な品目・・・○品目

表 1:新規提案品目

分野	提案品目(個別品目名)	主な環境負荷低減効果
	低炭素型半たわみ性舗装工法【1】	地球温暖化
	水性重防食塗装仕様【1】	有害化学物質
	高炉スラグ微粉末【1】	リサイクル
資材	漁場・漁港・港湾における生物増殖基質材【1】	リサイクル
	樹脂製養生敷板【1】	リサイクル
	再生材料を用いたコンクリート製品【1】	リサイクル
	土舗装工【1】	リサイクル
共通	判断の基準の見直し提案(木材の合法性証明について)【3】	_

表2:ロングリスト掲載品目

分野	提案品目(統合品目名)	主な環境負荷低減効果
	再生プラスチックを利用した建材【2】	リサイクル
	コンクリート用再生骨材L【1】	リサイクル
	コンクリート用再生骨材M【1】	リサイクル
	再生骨材Mを用いたコンクリート【1】	リサイクル
	コンクリート用再生骨材H【1】	リサイクル
	有害物質を含有しない路面補修用常温合材【1】	有害化学物質
	高炉スラグ微粉末を用いたプレキャストコンクリート製品【1】	リサイクル
資材	下水汚泥焼却灰混入アスファルト混合物【1】	リサイクル
	再生骨材Mを用いたコンクリート製品【1】	リサイクル
	ペーパースラッジを用いた土質改良材【1】	リサイクル
	天然繊維を用いたドレーン材【1】	リサイクル
	ガラス用光触媒クリア塗料【1】	省エネルギー
	再生セメントを用いたモルタル【1】	リサイクル
	再生セメント【1】	リサイクル
	木材・プラスチック再生複合材【1】	リサイクル
	副産物を高含有したコンクリート【1】	リサイクル
工法	省資源型表面処理工法 【1】	省エネルギー
目的物	遮熱性舗装 【1】	ヒートアイランド抑制
	保水性舗装 【2】	ヒートアイランド抑制

*【 】内は個別提案品目数

■ 新規提案品目以外に関する判断の基準等の見直しについて

○今回、以下の特定調達品目等に関して、見直しを検討

▶ 特定調達品目:(品目分類)タイル

▶ 特定調達品目:(品目分類)製材等

▶ 特定調達品目:(品目分類)照明機器

▶ 特定調達品目:(品目分類) コンクリート用型枠

▶ 判断の基準等:再生プラスチックに関する配慮事項

|1. 特定調達品目:(品目分類)タイル

O JIS A 5209 陶磁器質タイルが「セラミックタイル」として改正されたことから、品目名称について、従前の例に従い、品目名を JIS 呼称に合わせて「セラミックタイル」に変更

2. 特定調達品目:(品目分類)製材等

〇 直交集成板については、平成 28 年 3、4 月より、一般設計法・材料の品質及び強度・燃えしろ設計に関する告示が施行され、大臣認定を取得することなく使用可能となった。そのため、仕様に基づく材料選定が可能となり、グリーン調達の対象とすることが妥当な状況となったことから品目名に「直交集成板」を追加

3. 特定調達品目:(品目分類)照明機器

〇 平成 28 年 5 月に閣議決定した「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のために実行すべき措置について定める計画」では、「庁舎の新築・改修時には、原則として LED 照明器具を導入する。」と定められており、平成 29 年度新営予算単価においても、LED 照明器具の採用が前提となっているなど、LED 照明器具の環境性能の優位性が確立していることから、品目名「照明制御システム」の判断の基準から Hf 蛍光灯器具を削除

4. 特定調達品目:(品目分類) コンクリート用型枠(経過措置の見直し)

- 〇 平成 27 年度の基本方針で、「合板型枠」が特定調達品目に追加された ものの、市場への普及状況等を考慮し、経過措置期間を設置
- 経過措置の検討にあたり、日本型枠工事業協会の会員等に対して板面表示 が一般化される以前の在庫状況について調査を実施
- 〇 調査の結果、板面表示された合板型枠(国産品、輸入品)の調達に支障が無いことと、板面表示が制度化される以前の非表示合板の在庫が殆ど無い事から、経過措置を終了しても問題が生じないと判断し、削除(詳細は、参考資料を参照)

5. 判断の基準等:再生プラスチック

- プラスチックの再生利用にあたり、プラスチックの品質管理が適切に 実施されていない製品の場合、環境等に有害な影響を及ぼすものがあ り、回収システムに支障をきたす恐れがある旨、再生プラスチックを 製造するメーカー等より意見をいただいているところ
- 円滑な再生利用について配慮することは、環境負荷低減に寄与する事項と考えられることから、再生プラスチックの利用製品については、 その配慮事項において「製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障をきたさないものであること」を追加
- 〇 対象品目名
 - ▶ 再生プラスチック製中央分離帯ブロック
 - ▶ 再生材料を使用した型枠

■ 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」改正案 (公共工事関係箇所抜粋)

1. 定 義

この別記において、「判断の基準」、「配慮事項」は下記のとおりとする。

「判断の基準」: 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第2項第2号

に規定する特定調達物品等であるための基準

「配 慮 事 項」: 特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに

当たって、更に配慮することが望ましい事項

2 1. 公共工事

(1) 品目及び判断の基準等

公共工事 【判断の基準】

〇契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表 1 に示す資材 (材料及び機材を含む。)、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。

【配慮事項】

○資材(材料及び機材を含む。)の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、 再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

注)義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

中央分離帯ブ	再生プラスチ	【判断の基準】
ロック	ック製中央分	〇再生プラスチックが原材料の重量比で 70%以上使用されている
	離帯ブロック	こと。
		【配慮事項】
		○撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。
		O製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイ
		クルを行う際に支障をきたさないものであること。

- 備考) 1 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
 - 2 「再生プラスチック製中央分離帯ブロック」については、JIS A 9401 (再生プラスチック製中 央分離帯ブロック)に適合する資材は、本基準を満たす。

タイル	<u>陶磁器質タイ</u> ルセラミック タイル	【判断の基準】 ①原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)が用いられているものであること。 ②再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のない。
		て問題のないこと。 【配慮事項】 〇土壌汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題

別表

のないこと。

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象
無機珪砂(キラ)	
鉄鋼スラグ	
非鉄スラグ	
鋳物砂	
陶磁器屑	
石炭灰	
廃プラスチック	
建材廃材	

廃ゴム廃ガラス (無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)製紙スラッジアルミスラッジ磨き砂汚泥石材屑	
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化
上水道汚泥	前処理方法によらず対象
湖沼等の汚泥	

製材等	集成材	【判断の基準】
	合板	①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材
	単板積層材	又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の
	直交集成板	原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域
		における森林に関する法令に照らして手続が適切になされた
		ものであること。
		②①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等
		の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、原料の原
		木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における
		森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであ
		ること。
		③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値
		で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。
		【配慮事項】
		〇間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材
		及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営ま

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」及び「単板積層材」及び「直交集成板」(以下「製材等」という。) は、建築の木工事において使用されるものとする。
 - 2 「製材等」の判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
 - 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
 - 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

れている森林から産出されたものであること。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする

照明機器	照明制御シス	【判断の基準】
	テム	〇連続調光可能な Hf蛍光灯器具、 LED照明器具及びそれらの <mark>照明</mark>
		器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制
		御及び外光(昼光)利用制御の機能を有していること。

コンクリート	再生材料を使	【判断の基準】
用型枠	用した型枠	〇再生材料を使用した型枠については、再生材料(別表に掲げ
		るものを原料としたもの)が原材料の重量比で50%以上(複数
		の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用
		されており、使用後の再リサイクルが行われていること。
		別表
		再生材料の原料となるものの分類区分
		廃プラスチック
		古紙パルプ
		【配慮事項】
		〇再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性
		及び経済性(材料費、転用回数、回収費、再生処理費等を考
		慮)が確保されたものであること。
		〇製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサ
		イクルを行う際に支障をきたさないものであること。

- 備考)1 プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。
 - 2 再生材料として再生プラスチックを用いる場合、「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

	Т	
コンクリー	合板型枠	【判断の基準】
ト用型枠		〇型枠に用いる合板が次のいずれかの要件を満たすこと。
		①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地
		残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ
		以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された
		国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適
		切になされたものであること。
		②①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端
		材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、
		原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は
		地域における森林に関する法令に照らして手続が適切にな
		されたものであること。
		【配慮事項】
		〇間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残
		材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が
		営まれている森林から産出されたものであること。

- 備考) 1 本項の判断の基準②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
 - 2 合板型枠の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林から

- の産出に係る確認を行う場合には、合板型枠の板面において、備考3ア. 及びイ. に示す内容が表示されていることを確認すること。
- 3 合板型枠の板面には、次の内容を表示することとする。なお、当該表示内容については林野庁 作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠したものとする。
 - ア. 本項の判断の基準の①又は②の手続が適切になされた原木を使用していることを示す文言 又は認証マーク
 - イ. 認定・認証番号、認定団体名等

なお、合板型枠の板面の表示は、各個ごとに板面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。 ただし、表面加工コンクリート型枠用合板であって、コンクリート型枠用として使用するために 裏面にも塗装又はオーバーレイを施し、板面への表示が困難なものにあっては木口面の見やすい 箇所に明瞭に表示していること。

また、合板型枠は、再使用に努めることとし、上記ア. 及びイ. を板面への表示をした合板型枠であっても、再使用等で板面への表示が確認できなくなる場合については、公共工事の受注者が、調達を行う機関に板面への表示をした合板型枠を活用していることを示した書面を提出することをもって、板面への表示がなされているものとみなす。

4 本項の判断の基準①および②の適用については、平成28年度までは経過措置を設けることとし、 この期間においては、原則、当該判断の基準を満たす合板型枠の調達に努めることとするが、備 考3の表示のない合板型枠については、当該判断の基準を適用する対象には含めないものとする。